

京都市交通局統計事務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第37号

京都市交通局統計事務規程の一部を改正する規程

京都市交通局統計事務規程の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第6条関係） 事業統計報告書		別表（第6条関係） 事業統計報告書	
作成者	報告書	作成者	報告書
<u>総務課長</u>	(略)	<u>企画総務課長</u>	(略)
(略)		(略)	
<u>営業課長</u> （自動車部）	(略)	<u>管理課長</u> （自動車部）	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)